

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後		改正前																																																			
（給与の支給） 第6条 略 2 <u>日額</u> で定められている知事等の報酬は、勤務1日につきその都度支給する。 3 <u>給与の額が月額</u> で定められている知事等が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができる。 4 第2条第5項、第3条第2項及び前3項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。		（給与の支給） 第6条 略 2 第2条第5項、第3条第2項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。																																																			
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 委員長</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収用委員会 会長</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会 会長</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会 会長</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>日額 15,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		選挙管理委員会 委員長	日額 26,000円	委員	日額 22,000円	略		収用委員会 会長	日額 26,000円	委員	日額 22,000円	海区漁業調整委員会 会長	日額 17,000円	委員	日額 15,000円	内水面漁場管理委員会 会長	日額 17,000円	委員	日額 15,000円	略		専門委員	日額 15,000円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 委員長</td> <td>月額 144,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 114,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収用委員会 会長</td> <td>月額 99,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 81,000円</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会 会長</td> <td>月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会 会長</td> <td>月額 31,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 28,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>1日につき 15,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		選挙管理委員会 委員長	月額 144,000円	委員	月額 114,000円	略		収用委員会 会長	月額 99,000円	委員	月額 81,000円	海区漁業調整委員会 会長	月額 44,000円	委員	月額 37,000円	内水面漁場管理委員会 会長	月額 31,000円	委員	月額 28,000円	略		専門委員	1日につき 15,000円以内
区分	報酬又は給料の額																																																				
略																																																					
選挙管理委員会 委員長	日額 26,000円																																																				
委員	日額 22,000円																																																				
略																																																					
収用委員会 会長	日額 26,000円																																																				
委員	日額 22,000円																																																				
海区漁業調整委員会 会長	日額 17,000円																																																				
委員	日額 15,000円																																																				
内水面漁場管理委員会 会長	日額 17,000円																																																				
委員	日額 15,000円																																																				
略																																																					
専門委員	日額 15,000円以内																																																				
区分	報酬又は給料の額																																																				
略																																																					
選挙管理委員会 委員長	月額 144,000円																																																				
委員	月額 114,000円																																																				
略																																																					
収用委員会 会長	月額 99,000円																																																				
委員	月額 81,000円																																																				
海区漁業調整委員会 会長	月額 44,000円																																																				
委員	月額 37,000円																																																				
内水面漁場管理委員会 会長	月額 31,000円																																																				
委員	月額 28,000円																																																				
略																																																					
専門委員	1日につき 15,000円以内																																																				

附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員	日額 10,200円以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員	1日につき 10,200円以内
鳥取県男女共同参画推進員	日額 15,000円	鳥取県男女共同参画推進員	1日につき 18,000円
略		略	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。